

予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑について

- 予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑については、以下の点に配慮するべきである。
 - ① 「テロ等準備罪」に関する法案は、現在、提出を検討している閣法であること
 - ② 法案について、現在、検討中であり、与党協議も了していない状況にあること
また、関係省庁との調整中であること
- 予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑については、それが基本的な政策判断に関わるものであれ、具体的な法律論に関わるものであれ、ことは法案に関するものであり、かつ、同法案が上記のような状況にあることからすれば、成案を得た後に、専門的知識を有し、法案作成の責任者でもある政府参考人（刑事局長）も加わって充実した議論を行うことが、審議の実を高め、国民の利益にも叶うものである。
- 建設的な議論を進めるためには、委員からの質問通告として、極めて大まかな項目の要旨のみでは不十分であり、答弁の準備が適切にできる程度のお尋ねの方が答弁が充実するものと考える。
 - 加えて、本日のように、TOC条約の解釈という外務省の所管事項にわたるお尋ねがある場合には、所管の外務大臣が登録されることにより、答弁が充実するものと考える。
 - 以上を踏まえて、法案について成案を得て国会に提出した後、所管の法務委員会において、しっかりと議論を重ねていくべきものと考える。

予算委員会での金田法務大臣の発言

2月2日 緒方林太郎議員の質問に対して

条約との関係で、色々なオプションがございます。しかし、それを過去についてお聞きになっていると思いますが、その点については、**私どもは当時の経緯を突然の質問で承知はしておりません。**



2月8日 階猛議員の質問に対して

只今のご意見に対しては、**私はちょっと、私の頭脳というんでしょうか、ちょっと対応できなくて申し訳ありません。**



2月9日 山尾志桜里議員の質問の対して

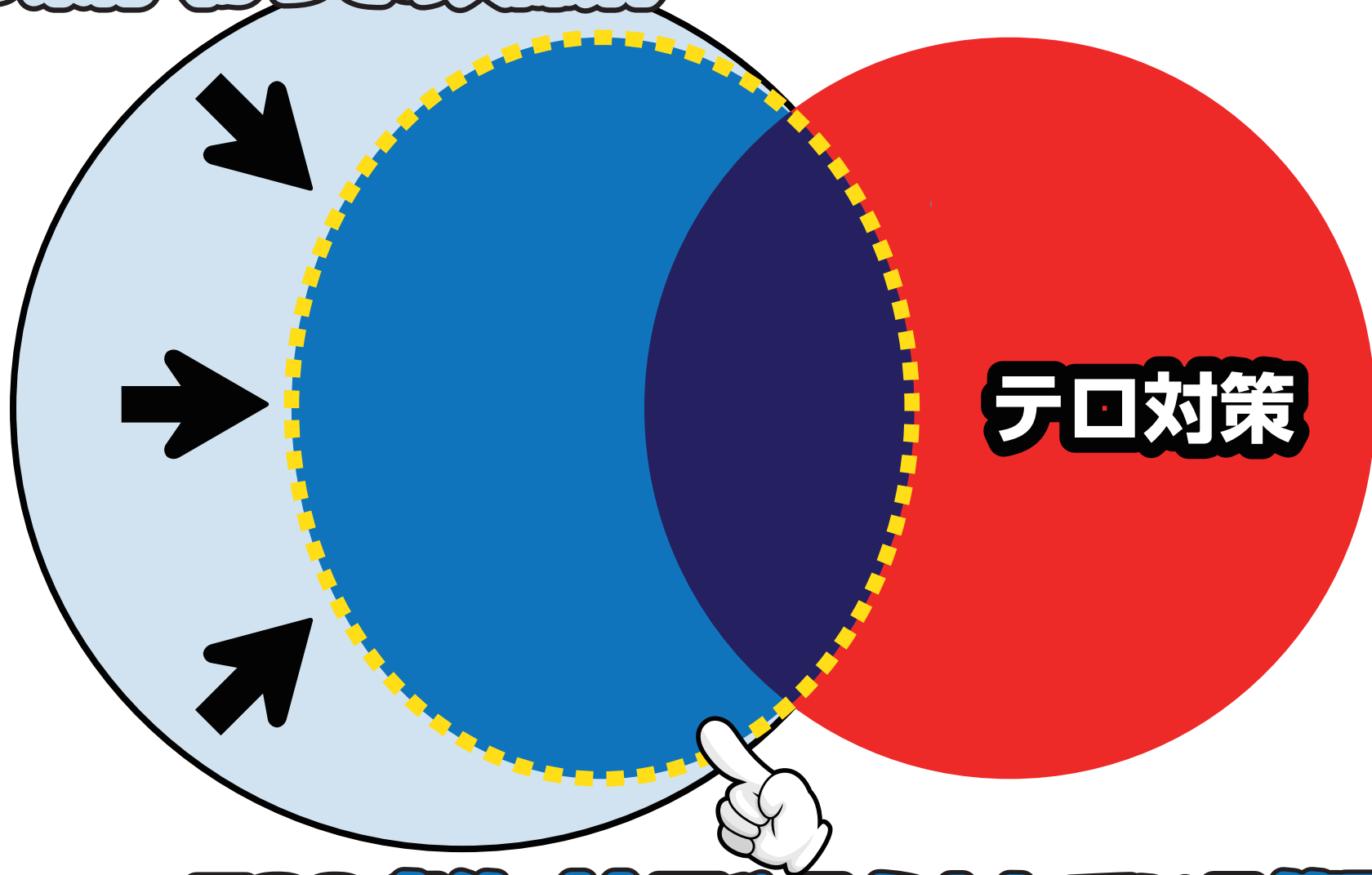
現時点で、具体的な罪名等に即して現行法のどこに不十分なところがあるかをお示しすることは困難であります…

あると考えております。私の頭にもあることはあります…

失礼ですが、**あまりに色々な意見がありましたので、もう一度確実な質問をして下さい。**



TOC条約 (かつての共謀罪)



TOC条約 (今回やろうとしている範囲?)

○階委員 ところで、現在議論になっている共謀罪ないしテロ等準備罪の処罰については、大臣も常々答弁しているとおりに、計画が発覚した場合には、直ちに検挙して未然に防止する必要があるという点が高いという点であります。

被疑者が検挙された後でテロの計画を撤回したり謝罪したからといって無罪にはならないのではないかと考えますが、この点、いかがですか。

○金田国務大臣 委員の御質問は、私はそのとおりになるかと考えます。

○階委員 そのとおりにすることは、結局、検挙された後でテロの計画を撤回したり謝罪したからといって無罪にはならないということなんです。私が何を言いたいかというと、一般市民は、集まってテロ行為の計画をすれば、直ちに検挙されて処罰される危険があり、一旦検挙されれば、計画を撤回して謝罪しても無罪にはならないということです。

他方で、法務大臣は、国会の言論を封じ込める、事実上のテロ等準備行為ともいうべき行動をとったにもかかわらず、文書を撤回して謝罪すれば問題ないというのは矛盾しているのではないのでしょうか。

○金田国務大臣 テロ等準備罪についての御質問の一つだろうというふうに思います。

私どもが現在検討しておりますテロ等準備罪、この呼称でございますが、この中身につきましても、まず組織的犯罪集団があつて、そして、その集団に属する者が実行準備行為を行ったという両方があつた場合に対象となるように検討を進めて

おりますので、私のケースと同じように比較して議論されるのは、答弁はしかねる部分でございませぬ。

○階委員 今、組織的犯罪集団と言いましたけれども、その定義もはっきりしない。それも外延が明らかになっていないんですよ。共謀罪のマイナスマ面は、そうした、一般市民が集まって犯罪を計画、企図したら、捜査や処罰の対象にもなりかねないということであつて、社会的地位も生活環境も一変してしまふリスクがあるということなんです。（発言する者あり）ないよと言ふんだつたら定義を示してください。定義が示されていないから、こういう指摘をするんです。（発言する者あり）

○浜田委員長 静粛に願います。与党、静粛に。

○階委員 そして、法務大臣は、このような共謀罪を最大で六百以上も一挙に設けようとしているわけです。その職責の重さを自覚すれば、国会に対する事実上のテロ等準備行為ともいうべき行動について、文書の撤回や謝罪だけで事態を収束させることはできないはずではないですか。お答えください。

○金田国務大臣 階委員の御指摘は、法務委員会でも多数いただいて、お聞きしておりますが、そのときは本当に、法律に通じたすばらしい御意見だなと思つておりますが、ただいまの御意見に對しましては、私はちよつと、私の頭脳というんでしようか、ちよつと対応できなくて申しわけありません。

○階委員 対応できなくて申しわけありませんと

いうのはちよつと趣旨が不明ですが、さらに申し上げます。（発言する者あり）

○浜田委員長 静かにしてもらえませんか。静粛に、静粛に。

○階委員 さらに申し上げますと、この反論文書の資料二ページ目ですけれども、三段落目に「しかも、」というくだりがありますけれども、ここで引用している部分、かぎ括弧内を読むと、「専門的知識を有し、法案作成の責任者でもある政府参考人（刑事局長）」も加わつて充実した議論を行うことが、審議の実を高め、国民の利益にもかなう」とあるわけです。法務大臣が国会での説明責任を果たせず、資質に欠けることを自白しているようにも読めるくだりです。

この点から見ても、潔く身を引くべきと考えますが、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 撤回したこの文書につきまして御質問をいただいております。

専門的知識を有し、成案を得た後に、法案作成の責任者でもある政府参考人、刑事局長も加わつて充実した議論を行うことが、審議の実を高め、国民の利益にもかなうものであると。

これは、法案提案者は、趣旨説明を行うのは誰かという御質問も先ほどはございました。私、大臣の立場で行うつもりでおりますが、でもそこは、私は法務行政の責任者である、こういう全体の責任者である、このように自覚をいたしております。加えて、ここに書いてあります法案作成の責任者でもある政府参考人と申しますのは、階委員は既に御承知だとは思いますが、やはり法律作成事

が、言い聞かせているメモですよ。だから、私は、本当にこのペーパーの核心的な問題がわかっているんですかと最初に聞いたじゃないですか。

今大臣がおっしゃったのは、立法事実、必要性はあるからあるんだとおっしゃいました。議論にならないですよ、そういう大臣とは。

そしてもう一つ、突然、条約批准の必要性も立法事実だとおっしゃいました。総理は、条約批准の必要性、そしてテロ対策に穴があること、この二つが立法事実、必要なんだとおっしゃっていませんけれども、今の話を聞くと、結局もう法務大臣もテロ対策としての立法事実の必要性を説明することを放棄したじゃないですか。テロ対策というのは結局、この法律を通すための隠れみのですか。

もしそうじゃないと言うなら、テロ対策としての三事例の穴が埋まっちゃった、でも実はもっと多数あるんだ、私の頭の中にはあると。一つでも出してくださいよ。なぜ出せないんだ。成案前だから出せないんですか。成案前だから出せないなら、このペーパーと同じですよ。どうぞ、答弁。

○金田国務大臣 まず、ペーパーの話がございましたので、補足をさせていただきます。

私は、国会における法案の審議においては、与党協議を終了しているかとか、成案を得ているかとか、あるいは国会提出後か否かにかかわらず、どのような質問も妨げられるものではないと理解をいたしております。

その上で、御質問の内容によっては、法案の検討の具体的進捗状況等に鑑みて、御質問の時点で確定的な回答をすることが困難な場合も想定され

るのであります。そのことは御理解いただきたいと思うわけであります。まずそれを申し上げます。それで……（発言する者あり）失礼ですが、余りにいろいろな意見がありましたので、もう一度、確実な質問をしてください。（発言する者あり）

○浜田委員長 金田法務大臣、答弁願います。

○金田国務大臣 では、お答えします。（発言する者あり）静かにしていただかないと答弁しにくいのであります。

○浜田委員長 静粛に願います。

○金田国務大臣 三年後に迫った東京オリパラの競技大会の開催を控えた中、昨今の国内外のテロ組織による犯罪を含む組織犯罪情勢に鑑みますと、テロを含む組織犯罪対策について万全の対策を整える必要があり、国際社会と協調してテロを含む組織犯罪と闘うことは重要な課題であります。

そして、T O C 条約第五条は、締約国に対して重大な犯罪を行うことの合意または組織的な犯罪集団への参加の少なくとも一方を犯罪化することを義務づけております。

そして、テロ等準備罪はこの国内担保法として整備するものであります。そして、テロ等準備罪等を整備してT O C 条約を締結することにより、国際的な逃亡犯罪人引き渡しや捜査共助、情報収集において国際社会と緊密に連携することが可能になるほか、我が国がテロ組織による犯罪を含む国際的な組織犯罪の抜け穴になることを防ぐことができるのであります。

さらに、テロ等準備罪を設けることにより、テ

ロ組織を含む組織的な犯罪集団による犯罪について、実行着手前の段階での検挙、処罰が可能となり、こうした犯罪による重大な結果の発生を未然に防止することができる、このように考えております。

そして、その上で、やじがたくさん出ていますが、お答えします。私は、先ほどは、聞いていないからではなくて、委員の御質問を申しわけありませんがもう一度確認させていただきますというふうに申し上げたわけです。（発言する者あり）

○浜田委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○浜田委員長 速記を起こしてください。

大臣、質問がわからないときは、そのときに答弁をしないでください。同じ答弁を繰り返してもしようがないので、ぜひそこは御留意願います。それでは、再度答弁願います。金田法務大臣。

（発言する者あり）
静粛に願います。

○金田国務大臣 私は、先ほど、山尾委員から二点質問をいただいたと受けとめました。

一点目は、さきの方でございますが、お答えをしたつもりです。

そして、もう一点の方は、四つ目の事例としての立法事実を示せとおっしゃっておられたんじゃないかなと私は思いました。でも、間違えてお答えしては失礼ですから、その点を、二点目だけ、もう一度おっしゃっていただだけませんでしょうかと申し上げたのであります。